

## 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年 5月31日

盛岡赤十字病院

院長 松田 壯正

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

眼科手術用顕微鏡一式のリース

(2) リース物件及び数量

眼科手術顕微鏡一式

(3) リース物件設置場所

盛岡赤十字病院 手術室

(4) リース期間

平成28年7月から60ヶ月

(5) 支払方法

当該月分を翌月末日払い

(6) リース期間満了後の機器寄贈

無償にて寄贈するものとする。(なお、当院は非課税事業所の適用を受けています。)

### 2 競争参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(ク) 日本赤十字社又は岩手県から入札公告の日から開札の日までの間に指名停止措置を受けている者

(2) 盛岡赤十字病院の入札参加資格者の資格等級において「役務の提供」の「308」で認定を受けていること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

場 所：〒020-8560

岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1

盛岡赤十字病院 管財課 高槻貴美

電 話：019-637-3111 内線 366

F A X：019-637-3801

#### (2) 入札説明書の配布

日 時：平成28年 6月 6日(月) 15:00まで 土日を除く

場 所：3(1)に同じ

#### (3) 一般競争入札参加資格認定通知(写)の提出期間、場所

本入札に参加する意思のある者は、上記2(2)の認定通知の写しを次により提出しなければならない。

期 間：平成28年 5月30日(月)～ 6月 7日(火) 土日を除く

受付時間 9:00～17:00

場 所：3(1)に同じ

提出方法：上記日時、場所に持参又は郵送(必着)により提出するものとする。

#### (4) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

日 時：平成28年6月10日(金) 14:00

場 所：盛岡赤十字病院 第一・二会議室

提出方法：上記日時、場所に持参すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。

### 4 その他

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証 免除とする。

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札とする。

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者は、平成28年6月7日(火)までに申請書及び資料を提出することができる。
- (9) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められたる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

## 入札説明書

盛岡赤十字病院の物品調達に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成28年5月31日

2 契約行為者 岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1  
盛岡赤十字病院  
院長 松田 壯正

### 3 競争に付する事項

(1) 件名

眼科手術用顕微鏡のリース

(2) リース物件及び金額

眼科手術用顕微鏡 1式 16,048,800円(税込み)

(3) リース物件設置場所

盛岡赤十字病院 手術室

(4) リース期間

平成28年7月から60ヶ月

(5) 支払方法

当該月分を翌月末日払い

(6) リース期間満了後の機器寄贈

無償にて寄贈するものとする。(なお、当院は非課税事業所の適用を受けています。)

### 4 競争参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(ク) 日本赤十字社又は岩手県から入札公告の日から開札の日までの間に指名停止措置を受けている者

- (2) 盛岡赤十字病院の入札参加資格者の資格等級において「役務の提供」の「308」の登録業者であること。

## 5 担当部署

所在地 〒020-8560 岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1  
施設名 盛岡赤十字病院  
担当者 管財課 高槻 貴美 電話：019-637-3111 内線 366

## 6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格の認定通知の写しを次により提出しなければならない。

ア 提出期間 : 平成28年5月31日(火)～ 6月 7日(火)  
受付時間 9:00～17:00 土日を除く

イ 提出場所 : 5に同じ。持参又は郵送(必着)すること。

- (2) 本競争の参加希望者で、競争参加資格の認定を受けていない者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出し、契約行為者から競争資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 申請の方法

申請書に必要事項を記入後、1部を提出すること。

イ 提出期間 : 平成28年 5月31日(火)～ 6月 7日(火)  
受付時間 9:00～17:00 土日を除く

ウ 提出場所 : 5に同じ。

エ 提出方法 : 申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送すること。また、提出時には参加資格確認通知送付用封筒を併せて提出すること。

- オ その他
- ・ 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ・ 契約行為者は提出された申請書を、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
  - ・ 提出された申請書は、返却しない。
  - ・ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
  - ・ 申請書に関する問い合わせ先5に同じ。

- (3) (2)の競争入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年6月8日(水)までに通知する。通知はFAX後、郵送する。

## 7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。

ア 受領期日 : 平成28年 6月 7日(火) 12:00まで

イ 提出場所 : 5に同じ。

ウ 提出方法 : 書面は持参又は郵送により提出するものとし、電話又は口頭によるも受け付けない。ただし、FAXの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。

## エ 提出時の留意点

(ア) 質問は書面にて受け付ける。

(イ) 質問回答送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った封筒）を併せて提出すること。

(2) (1) の質問に対しては、下記により回答する。

ア 期 日 : 平成28年 6月 8日 (水)

イ 方 法 : FAXにより送付後、郵送する。なお、封筒による提出がない場合は、FAXによる回答のみとする。

## 8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時 : 平成28年 6月10日 (金) 14:00

(2) 場 所 : 所在地 〒020-8560 岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1

施設名 盛岡赤十字病院 第一・二会議室

電 話 019-637-3111

## 9 入札方法等

(1) 入札書は持参すること。郵便又はFAXによる入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（1ヶ月のリース料）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とする。

## 10 開 札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

## 11 入札の無効

入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約行為者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

13 手続における交渉の有無 無。

14 契約書作成の要否 要。

15 関連情報を入手するための照会窓口  
5に同じ。

16 その他

入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。

なお、入札心得の第3条、第6条第4項、第12条については、適用しないこと。

## 入札心得

### (目的)

第1条 日本赤十字社の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、公告で示した一般競争に参加することができない者でないことを確認することができる書類及び公告において指定した書類を添え、契約行為者にその旨を申し出なければならない。

### (入札保証金)

第3条 競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

### (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者及び入札代理人は、日本赤十字社会計規則施行細則第26条の規定に該当しない者とする。

6 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

7 一度提出した入札書を書き換え、引き替え又は撤回することはできない。



#### (入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約行為者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出を求める。提出できない者は入札に参加できない。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### (入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前号に規定する「著しく不適當であると認められる」に該当する入札を行った者は、契約行為者の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。なお、第3回の入札において、落札者がいない場合は、第3回の入札時に最低額で入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじをひかせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約履行保証等)

第12条 落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確實と認める金融機関(金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「Baa2」及び「BBB」以上の格付)の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保障を行なうこと。ただし、契約履行保障等を免除された場合はこの限りでない。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約行為者等から交付された契約書の案に

記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約行為者等に提出しなければならない。ただし、契約行為者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第 14 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

日本赤十字社会計規則施行細則第 26 条 (抜粋)

社長又は契約行為者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間は競争に参加させ、又は契約の相手方とすることができないものとする。また、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 不当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 社長又は契約行為者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができるものとする。

眼科手術用顕微鏡のリースにかかる  
一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

盛岡赤十字病院  
院長 松田 壯正 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

平成 年 月 日付一般競争入札公告のありました眼科手術用顕微鏡のリースについて、入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 眼科手術顕微鏡のリース
- 2 添付書類 (1) 入札参加資格確認調書  
(2) 返信用封筒 (表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金相当分を加えた切手を貼付した封筒)

【担当者連絡先】

担当者役職・氏名	所在地	電話番号	F A X 番号
(フリガナ)			
		( E - M a i l )	

# 質 問 書

平成 年 月 日

盛岡赤十字病院

院長 松 田 壯 正 様

質問者 参加承認番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

業務名：眼科手術顕微鏡

質問番号	仕様書 番号等	質 問 事 項

委任状

平成 年 月 日

盛岡赤十字病院  
院長 松田 壯正 様

入札者

参加承認番号 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

業務名：眼科手術顕微鏡のリース

受任者使用印鑑

第 回 番札

入 札 書

平成 年 月 日

盛岡赤十字病院

院長 松 田 壯 正 様

入札者

参加承認番号 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

(代 理 人 名) \_\_\_\_\_ 印

入札心得に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札いたします。

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金											

※ 上記入札価格は消費税等(5%)を除いた金額です。

品名等 眼科手術顕微鏡のリース